「国と地方の協議」(平成29年春)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進事務局

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
「森里海連環　高津川流域ふるさと構想」特区	29105	その他の醸造酒を製造する際の最低製造数量基準の緩和	国内の空港で初の試みとして、益田市にある萩・石見空港の敷地を活用して養蜂に取り組むミツバチプロジェクト事業が平成28年5月に始動した。事業主体は第3セクター石見空港ターミナルビルと全日空グループのANA総合研究所の共同事業で、他空港との差別化を図って利用増につなげ、採取した「蜂蜜」を地域の特産物として瓶詰販売・加工品開発・販売等を通じて、様々な活用方法を提案して地域活性化を図ることを目的とした事業である。今回の蜂蜜酒製造事業は空港周辺で採取した蜂蜜を使用して、地元清酒製造会社とタイアップして蜂蜜酒（醸造酒）を年間200L製造し、1瓶250ccの瓶詰めを800本製造・販売する。将来的には蜂蜜酒の生産量を増やし継続的に地域の特産物として製造・販売を実施していきたい。	国内空港での養蜂事業は初めての試みであり、採取され蜂蜜を活用しての特産物開発・販売を通じての地域活性化が計画されている。蜂蜜は畜産物であり加工品としての活用範囲も多様である。また、蜂蜜酒は日本では珍しく特産物として将来性が有る商品と判断している。蜂蜜酒製造・販売することにより、地域の農林業の振興及び地域の活性化に寄与するためには「自然と共生する里づくり」の施策として、当初において地元で生産される蜂蜜を活用して蜂蜜酒を醸造し販売できる規制緩和を通じて、農林水産業の振興を図り、生産から販売までの6次産業化を推進することにより、農産業における付加価値の可能性を検証し、将来に向けて農村定住人口の拡大・交流促進を推進する。	1回目	財務省	主税局税制第二課	酒税法第7条第2項第13号	c	－	－	酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要であることから、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 なお、酒類の製造免許の申請者が一般に採算のとれる程度の製造規模を有しているか否かに関して、免許申請時に、税務当局が将来的な経営状況まで個別に判断することは困難であることから、「最低製造数量基準」という客観的な基準を定めることによって全国統一的な税務行政が図られている。	「最低製造数量基準」の緩和・撤廃については、一般に採算が取れない小規模製造者の増加を招き、滞納や脱税の発生といった酒税の確保に支障を来すおそれや税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼす問題が生じかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。 ご提案が、地域で採れた蜂蜜を原料とした蜂蜜酒（その他の醸造酒）を販売することにより地域の活性化を図りたいということであれば、その他の醸造酒の製造免許を有する酒類製造業者に地域で採れた蜂蜜を提供し、製造を委託することは可能であることから、そうした対応をご検討いただきたい。 なお、蜂蜜を原料としたリキュールを製造する場合には、構造改革特別区域法では、一定の要件の下、その製造免許に係る最低製造数量基準（原則6キロリットル）が1キロリットルとされている。	a	現在、財務省から提示された案により、松江税務署の協力を得ながら「その他の醸造酒」免許を取得している業者の調査等を実施している。該当業者が見つかれば、具体的な交渉を開始していく予定である。	財務省から代替案が提示され、指定自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii
					2回目												